

教師教育における「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」の授業開発 (1)

—関係機関の動向から見るシラバス策定の方向性—

柴崎直人

Developing Lessons for "Teaching Method of Special Activities and Integrated Studies" in Teacher Education

—Directionality of Syllabus Development from the Trend of the Organization Concerned—

Naoto SHIBAZAKI

I. 教職課程カリキュラムの改訂と特別活動

平成 28 年 11 月の教育職員免許法の改正に伴い、平成 30 年度教職課程認定基準の公表と教職課程コアカリキュラムの策定が行われ、教員養成制度改革の重要なポイントである教職課程コアカリキュラムの全体像が明らかになった。

今回の教職課程カリキュラム改訂は、科目の大括り化と教職課程コアカリキュラムの策定など、大学の教職課程に大きな影響を及ぼすこととなった。これまでは法律上の科目区分として、次のように示されていた。「①教科に関する科目 ②教職に関する科目 ③教科又は教職に関する科目」

それが、今回の改正後は「教科及び教職に関する科目」に統合されている。なお、総単位数は小中高一種それぞれ 59 単位で、単位数の変化はなかった。

これまで「特別活動の指導法」は「教育課程及び指導法に関する科目」に置かれていた。しかし改正後は大括り化により「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に置かれることとなっている。ここには新たに「総合的な学習の時間の指導法」に関する記述が加えられているのだが、この科目名称には「道徳」「総合的な学習の時間」は明示されているにもかかわらず、「特別活動」は見られない。更に、「教職課程認定申請の手引き」「教職課程再課程認定等説明会 質問回答集」には「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」との例示がなされているため、「特別活動の指導法」としてこれまで多くの大学が必修などで設置していた「2 単位の特別活動」の確保の困難が予想されることとなった。

この状況に対して、特別活動に関する学術団体である日本特別活動学会は「会長緊急アピール」として平成 29 年 7 月 20 日に教職課程認定大学に対して告知文を発信している⁽¹⁾。

そこでは教職課程の再課程認定において、「特別活動の指導法」を 2 単位科目として開講を希望する旨の依頼文と共に、その理由が次のように示されている。

①特別活動は児童生徒の学校生活の基盤であり、小学校、中学校、高等学校の教育課程において重要な位置を占めています

②特別活動の充実が教科の学習に好影響を与えます。学級活動の話し合い活動が充実しているかどうかは全国学力調査の得点と相関があります。

③「特別活動の指導法」のコア・カリキュラムを見ればわかるとおり、特別活動の意義、目標、

4 つの内容、指導の在り方を全て学生に理解させる為には 2 単位 (15 回) の講義が必要です。特別活動の重要性については、この告知文においても引用されているように、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」において次のように明記されている。

○特別活動に関する指導力は、免許状がないこと等から専門性という点で軽く見られがちである

が、本来、小・中・高等学校の全ての教員に求められる最も基本的な専門性の一つである。教員養成段階で、特別活動の意義や学校の教育活動全体における役割、指導方法等の本質をしつかりと学ぶようにすることが必要である。また、国や都道府県等による取組状況の共有などを行う研修や、研究団体等による指導方法等の研究及びその普及が強く求められる⁽²⁾。

このように特別活動の重要性が指摘されているにもかかわらず、「教職課程認定申請の手引き」「教職課程再課程認定等説明会 質問回答集」などの例示が原因となり、「特別活動の指導法」の単独開講がないがしろにされる可能性が高い。この状況を鑑みて、日本特別活動学会は全国の教職課程を持つ大学を対象に、「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の今後に関する調査、「教職特別科目『特別活動の指導法』に関する情報提供アンケート」を行っており、興味深い調査結果が得られている。次項においてその検討を試みる。

II. 「教職特別科目『特別活動の指導法』に関する情報提供アンケート」調査結果の検討

日本特別活動学会は、再課程認定申請に向けてカリキュラムの改編に取り組む各大学に対して、学会としてこれまでの「特別活動の指導法」の実施状況を把握し、今後の「特別活動の指導法」のあり方を考え、主として再課程認定申請に当たってのカリキュラム編成の一助とすることを目的として、平成 29 年 8 月に調査を行っている。この「特別活動の指導法」に関する情報提供アンケートは、平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 8 月 25 日まで、教職課程認定大学約 580 校と同学会所属の会員 500 名に調査依頼文と回答用紙を郵送するとともに、学会ホームページにおけるアンケート調査を募る形で実施された。調査結果は平成 29 年 9 月 10 日に日本特別活動学会が主催して学習院大学で開催された「教職課程科目『特別活動の指導法』に関する研究集会」において資料の配布と報告がなされ⁽³⁾、あわせて日本特別活動学会ホームページにて公開された⁽⁴⁾。本論文においては、この調査結果を元に独自の分析を加え、「特別活動の指導法」に関する現状と課題の指摘を試みたい。

調査に対しては 93 校が回答した。うち国立大学 17 校、公立大学 11 校、私立大学 65 校であり、国公立大学と私立大学の回答は 1 : 2 であった。また、学会員の回答が 38 件 (40%)、学会員外の回答が 55 件 (60%) となり、学会員の立場でないにも関わらず、「特別活動の指導法」の動向に関心を持っている状況が伺えた。

1. 「特別活動の指導法」の開設状況

現在、「特別活動の指導法」を開設している大学のうち、特別活動のみで 2 単位を設定している大学が 84 校で 90% を占めた。他の領域等とあわせて 2 単位としているものが 7 校 (8%)、1 単位で開設しているものが 2 校 (2%) と、現状では圧倒的に 2 単位での開設校が多い。

ちなみに特別活動とあわせて開設されている他の領域等については、教育課程論との併設が 2 校、カリキュラム論、教育課程、教育課程の研究、道德教育、人間関係論、教科外活動の研究、がそれぞれ 1 校であったと報告されており、「教育課程」に関する領域とのかかわりが強い傾向が見られた。

1 講座の受講生数だが、10 人未満が 3 校 (3%)、10 人～29 人が 16 校 (18%)、30～49 人が 26 校 (30%)、50 人～79 人が 22 校 (25%) となっており、30 人～50 人がボリュームゾーンであることが伺える。その一方で、80 人～99 人が 8 校 (9%)、100 人以上が 13 校 (15 校) と、80 人以上の学生が受講している大学が四分の一である点は看過できない状況といえよう。

2. 「特別活動の指導法」の担当者

担当教員数別の学校数・専任と非常勤の割合については、1～3 名で 93% を占める。うち最も多いのが 1 名での担当で、半数以上の大学 (56%) が 1 名で「特別活動の指導法」を担当している。

その内訳としては、大学専任教員が 46%、非常勤講師が 54%であった。非常勤が専任教員を上回っているのである。全回答者のうち特別活動学会の会員が 40%を占めていることを鑑みるに、実際に非常勤の占める値は、この調査よりも高い状況であることが推察される。1名しか特別活動を担当しない大学において、その担当者が当該大学の専任教員でない率が高いことがわかる。また、担当教員全体の専任教員で見ると、専任のみで担当する大学が 35%、非常勤のみで担当する大学が 43%、専任と非常勤で担当する大学が 22%と、非常勤のみで特別活動を担当する大学が 4割を超えている。そのなかには特別活動の指導法の担当者 4名が、すべて非常勤講師という大学も存在していた。

この非常勤講師の職歴は、現場経験者が 60人（72%）、他大学の専任教員が 21人（25%）、現職教員が 2人（3%）となっており、現場経験者と他大学の専任が 97%を占める。なおいわゆる「高学歴ワーキングプア」として報道の対象となっている「専業非常勤講師」はここではみられなかった。

3. 「特別活動の指導法」の現状および課題

各大学で開講中の「特別活動の指導法」について、回答者の自由記述による現状報告がなされており、これが課題の把握と理解に大きな示唆を与えてくれている。設問は「現状の課題」というものである。この自由記述の内容を整理してみよう。すると、大きく分けて次の3つの課題が示されていた。

- 授業担当教員に関する課題
- 受講学生数およびその指導に関する課題
- 授業単位数・開講数に関する課題

以下にそれぞれの課題について分析するとともに考察を加える。

（1）授業担当教員に関する課題

最も多くみられたのが「特別活動の指導法」の講義を担当する教員に関する指摘である（13回答）。

a. 担当教員の資質とその確保

上記の専任率などから伺えるように、各大学は指導者の確保に苦勞している様子が伺える。

「特別活動の専門家がない」「担当できる教員が少ない」「非常勤講師に依存している」

「論文業績に課題。課程認定審査における教員業績確認」

「専任講師が担当しており、学習指導要領を使用して教授しているが、現場経験を経っていないため具体的な指導法に関して課題を有している。」

このように、課程認定に必要な研究業績と、現場での指導経験と、それぞれの確保が困難であり、現状では特別活動を担当できる人材が少ないことが多く指摘された。

b. 担当者による指導内容の差異

担当者による授業内容のバラつきが指摘されている。

「学習指導要領解説の説明のみに終始する教員、折り紙や工作等をして終わる教員、エンカウンター等の活動に終始する教員等がいる」

「授業アンケートでも『教員の指導の違い』に対するコメントが多数寄せられている」

「担当者の経歴の違いから、理論的な内容に重きを置く者と、体験に基づく実際的な話を主にする者にとり分かれている」

このような担当者による指導内容のばらつきに対して、

「実技的で実習的な内容は少なく、学生のニーズを満たすことが難しい」

といったように、教員ごとの指導内容の違いが学生の学習に与える影響を懸念する指摘もみられた。

c. 担当教員の負担

また、「特別活動を 2 単位としてもよいが、担当者のその他の授業負担が大きいためできていない」との意見も挙げられた。

（2）受講学生数およびその指導に関する課題

次に多く挙げられたのが、「特別活動の指導法」を受講する学生数の規模と、その場合の指導に関する課題である（7回答）。

a. 受講学生数に伴う困難・苦慮

「アクティブラーニングを実施するにはクラスサイズが大きい」

「必修のため履修者が多い。模擬授業など実施しているが十分な振り返り等ができない」

など、クラスサイズの大きさが効果的な指導の障害となっている現状が伺える。

また、単に受講生の人数などの指摘だけでなく、

「カリキュラムが過密なため学生が十分に予習復習が行えていない。免許取得に関するカリキュラム全体の見直しが必要」

といったように、制度それ自体の見直しを求める声も挙がっていた。

b. 指導方法に関して

「特別活動の経験をほとんどしていない学生に対してどうリアリティを持って特別活動を考えてもらうかが課題」

との意見は、「特別活動の指導」という視点からのものである。教科の指導はなんとなく見当がついたり、参考書も容易に入手できたり、学生によっては塾講師や家庭教師などである程度の「経験」を積むことができたりするだろう。ところが特別活動に関しては、さまざまな事情によって、教科の指導ほど「リアリティ」を持つことが難しいであろう。一部の進学校の卒業生のなかには実際に「特別活動の経験」をほとんどしていない者も含まれており、このような学生たちへのアプローチの方法が重要な課題と考えられる。

(3) 授業単位数・開講数に関する課題

授業回数と単位の少なさに伴う課題も指摘された（4回答）。

a. 授業回数の少なさ・確保の困難・確保の必要性

「特別活動は奥の深い教育活動であるので、その理論や指導法を2単位の講義で消化するには時間が不足である。限られた時間で中味の濃い授業をいかに構築するかが課題である」

「意義や方法原理をつかみ『教師になったら大切に実践したい』と意欲をもつにはどうしても15時間は必要。」

学級活動（高：ホームルーム活動）、生徒会活動（小：児童会活動）、クラブ活動（小のみ）、学校行事という、規模も内容もそれぞれ違う集団活動について、その内容と指導方法を学ばねばならないのが「特別活動の指導法」の特徴であり、また、それ自体が課題でもある。その重要性に比べて、カリキュラム上の扱いは小さいものという指摘がなされている。

なお、大学によっては筑紫女学園大学のように、「特別活動指導論」に加え、その意義を体験的に学ぶ「特別活動実習」を設定し、熱心に取り組んでいるところも存在している。「特別活動指導論」では特別活動の教育課程上の位置づけや目標、歴史的変遷などを理解すること、さらに、特別活動の具体的内容と目標、指導方法・評価について実践的に理解することを目的として、実践的活動として学級活動や学校行事（合唱）に取り組み、特別活動の実践的理解を図っている。「特別活動実習」では演劇の発表というアクティブ・ラーニングを通して、特別活動の教育的意義を体験的に学ぶことを目的とする授業を展開している。

b. 単位数確保・単位数増設に伴う困難

「卒業要件外であるため下限の設定で教職課程が運営されている。1単位が現状のため2単位とするには課題が山積している。」

といったように、卒業要件でもなく、下限いっぱい単位を減らした運用がなされる大学もあれば、

「卒業要件である。選任を置いてほしい」

と切望する大学もある。単位数の少なさは、特別活動の指導法を学ぶ重要性について大学側が認識

していないことのひとつの表れともいえよう。

4. 「特別活動及び総合的な学習の指導法」（2単位）の設定について

「教職課程認定申請の手引き」「教職課程再課程認定等説明会 質問回答集」に例示がなされている「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」の設定状況はどのようなものであろうか。

平成29年8月末の段階では、実施する予定が33%、実施しない予定が19%、実施を検討中が48%となっており、検討中を含めると8割の大学が「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」の実施を検討していることがわかる。

実施する予定の大学からは、

「学生の負担をこれ以上増やさないためにも、特別活動との共通2単位での開講を検討中」といった回答が寄せられており、この他には

「現時点では『特別活動の指導法（1単位）』、『総合的な学習の時間の指導法（1単位）』として開設予定」「総合と特活で1単位ずつといった流れが一番強いように感じています。」

などの回答がみられた。

学生の負担に加えて、担当者の確保の困難度などの課題により、このような流れになっているものと考えられる。

従来のような「特別活動の指導法だけで2単位」の確保については、次のような意見がみられた。

「他の科目の単位数との都合上、2単位確保は難しいため1単位で実施せざるを得ない」

「実際一教員では何ともできないような現状です」

との苦しい意見もあれば、

「現在のやり方が長く続いてきており、効果が出ているので、「特別活動」2単位を堅持したい」というものもあり、大学ごとに考え方に差異が生じていることが伺える。なお、その他として

「大学側にすれば、特別活動と総合的な学習の時間の両方を授業できる人材がいるかどうかのポイントで、『いないので現状』とする選択肢もあるということらしい。」

と、消極的選択の結果として、現状の2単位が保持されるケースも報告されている。

5. 「総合的な学習の時間の指導法」

では、実際の「総合的な学習の時間の指導法」の取り扱いについてはどのような形態が考えられるのだろうか。分析の結果、次の10種類の扱いが示されている。

- ①「総合的な学習指導法」（1単位）を開設予定（7回答）
- ②「総合的な学習指導法」（2単位）を開設予定（5回答）
- ③「総合的な学習指導法」（単位未定）を検討中（3回答）
- ④「特別活動」と1単位ずつを検討中（1回答）
- ⑤「特別活動と総合的な学習の指導法」として取り扱う（1回答）
- ⑥「特別活動と総合的な学習の指導法」として取り扱うか検討中（1回答）
- ⑦従来の「特別活動」の中に組み込む／抱き合わせて行うか検討中（1回答）
- ⑧従来の特活科目の名称を変更してその中で扱う（1回答）
- ⑨他の教職科目（「教育課程論」等）の中で扱う（1回答）／扱いを検討中（1回答）
- ⑩教育学分野の教員を中心に、教科領域の教員、附属学校教員等の協力を得ながらオムニバス形式で授業を行う（1回答）

このようにさまざまな授業形態が全国の大学では検討されているが、最も現実的な形態は、どのようなものであろうか。

「平成31年度教職課程認定審査要領について」において、再課程認定に伴う審査方針として次の内

容が示されている⁽⁵⁾。

「3. 審査方針 (通常の課程認定及び再課程認定)

(1) 「各教科の指導法 (保育内容の指導法)」科目において、次期学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容が含まれているか確認を行うものとする。

(2) 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する研究業績等を有していない場合において、以下のいずれかを有している者をもってあてることができる。

ただし、その場合は、平成34年度末に当該教員等の担当授業科目に関する研究業績等にかかる事後調査を行うこととする。

① 「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績

※通常の審査においては10年以内の活字業績が記載対象であるが、10年以上前の活字業績についても記載を可能とする。

② 「各教科の指導法」「道徳教育の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績

これによるとこれまで特別活動を担当していた教員を、平成34年まではそのまま「総合的な学習の時間の指導法」に充てることが可能ということになる。またその際には平成34年までに業績を積みむことが求められている。この制度を用いることにより、当面は総合的な学習の時間の業績がなくても担当が可能となっている。つまりこれまでの特別活動担当者がそのまま「特別活動及び総合的な学習の指導法」の担当に横滑りするという形が現実的に多くみられることになるものと推察される。

では、そのような形態となった場合の、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」はどのようなものであることが望ましいだろうか。

III. 「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」(仮)の取扱い

(1) カリキュラム策定の背景

具体的なカリキュラムの策定を行うにあたり、その前提となる背景について確認しておく。

中央教育審議会は、今後の学校教育の方向性として、平成27年12月21日の第104回総会において、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)」を取りまとめた⁽⁶⁾。

それによると、「主な課題」として教員養成においては次のような課題が指摘されている。

○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要

○学校現場や教職に関する実際を体験させる機会の充実が必要

○教職課程の質の保証・向上が必要

○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

これを受けて教員養成段階における制度改革の内容が示された。

○新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した教員養成への転換

○学校インターンシップの導入(教職課程への位置付け)

○教職課程に係る質保証・向上の仕組み(教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進など)の促進

○「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合など科目区分の大きくくり化

これらを元に、グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示し、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成することとなった。それにより、教職

課程に係る科目区分の大括り化、そして履修内容の充実がはかられることとなり、教職課程においてより実践的指導力のある教員を養成するために、以下の改正を実施することが決定された。

○科目区分の大括り化

○履修内容の充実

このうち、科目区分の大括り化の改正内容の詳細について確認する。

（2）科目区分の大括り化

従来は法律上の科目区分を含む8つの科目であったものが、次の5区分に改正された。

①教科及び教科の指導法に関する科目（領域及び保育内容の指導法に関する科目）、②教育の基礎的理解に関する科目、③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、④教育実践に関する科目、⑤大学が独自に設定する科目

この①について、従来「教科に関する科目（大学レベルの学問的・専門的内容）」と「教職に関する科目（児童生徒への指導法等）」等にわかれている科目区分を、教科の専門的内容と指導法を併せて一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化して、その開設を可能としたものである。この根拠となったのは中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の「4. 改革の具体的方向性（3）教員養成に関する改革の具体的な方向性①教職課程における科目の大きくくり化及び教科と教職の統合」であるがその内容は次の通りである⁽⁷⁾。

大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大きくくり化を行う必要がある。特に、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」については、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえつつも、大学によっては、例えば、両者を統合する科目や教科の内容及び構成に関する科目を設定するなど意欲的な取組が実施可能となるようにしていくことが重要であり、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃するのが望ましい。

これにより、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」が「教科及び教職に関する科目」に大括りされた。そして特別活動が属していた「教育課程及び指導法に関する科目」は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と名称変更になった。この科目名には「道徳」、「総合的な学習の時間」が明示されているのに対して、「特別活動」の記載がない。そしてさらに、「教職課程再課程認定等説明会質問回答集」⁽⁸⁾において次のように示されることとなった。

質問：『総合的な学習の時間の指導法』と『特別活動の指導法』を合わせた内容で2単位科目として開設することは可能か。」

回答：「少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法）と組合せて2単位科目として開設することは可能である」（No.240）

質問：『特別活動の指導法』に『総合的な学習の時間の指導法』含めても良いのか（原文ママ）。含めて良い場合、「総合的な学習の時間の指導法」の授業時間数に指定はあるのか。」

回答：「少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法）と組合せて開設することは可能である。」

「教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、授業回数を縛るものではない。」

このようにして、特別活動と総合的な学習の時間を組み合わせた「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」の開設への道筋が着々と構築されていくこととなった。

次に「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」に関するコアカリキュラムについて検討する。

(3) 教職課程コアカリキュラムの作成の背景と考え方

平成 29 年 11 月 17 日に「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」より、「教職課程コアカリキュラム」が取りまとめられ公表された⁽⁹⁾。

教育課程コアカリキュラムは、平成 27 年 12 月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」の提言に基づいて、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」において検討され、策定されたものであり、大学が教職課程を編成するに当たり参考とすべき指針である。各大学の教職課程において共通的に身につけるべき最低限の学修内容の検討を元に、教員養成の全国的な水準の確保をめざして定められたものである。

それによれば、特別活動と総合的な学習の時間のコアカリキュラムは次のように示されている。

①特別活動のコアカリキュラム

特別活動のコアカリキュラムにおいては、まず「全体目標」として次の内容が示される。

学校教育全体における特別活動の意義を理解し、「人間関係形成」・「社会参画」・「自己実現」の三つの視点や「チームとしての学校」の視点を持つとともに、学年の違いによる活動の変化、各教科等との往還的な関連、地域住民や他校の教職員と連携した組織的な対応等の特別活動の特質を踏まえた指導に必要な知識や素養を身に付ける。

そして、特別活動の意義、目標及び内容として、以下の内容が示されている。

一般目標：特別活動の意義、目標及び内容を理解する。

到達目標：1) 学習指導要領における特別活動の目標及び主な内容を理解している。

2) 教育課程における特別活動の位置付けと各教科等との関連を理解している。

3) 学級活動・ホームルーム活動の特質を理解している。

4) 児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の特質を理解している。

また、特別活動の指導法として、以下の内容が示されている。

一般目標：特別活動の指導の在り方を理解する。

到達目標：1) 教育課程全体で取り組む特別活動の指導の在り方を理解している。

2) 特別活動における取組の評価・改善活動の重要性を理解している。

3) 合意形成に向けた話し合い活動、意思決定につながる指導及び集団活動の意義や指導の在り方を例示することができる。

4) 特別活動における家庭・地域住民や関係諸機関との連携の在り方を理解している

②総合的な学習の時間のコアカリキュラム

総合的な学習の時間のコアカリキュラムにおいては、「全体目標」として次の内容が示される。

各教科等で育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究する学びを実現するために、指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。

総合的な学習の時間の意義と原理として、以下の内容が示されている。

(1) 総合的な学習の時間の意義と原理

一般目標：総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。

到達目標：1) 総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。

2) 学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。

そして総合的な学習の時間の指導計画の作成として、以下の内容が示されている。

(2) 総合的な学習の時間の指導計画の作成

一般目標：総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。

到達目標：1) 各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性と、その具体的な事例を理解している。

2) 主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性とその具体的な事例を理解している。

また、総合的な学習の時間の指導と評価として、以下の内容が示されている。

(3) 総合的な学習の時間の指導と評価

一般目標：総合的な学習の時間の指導と評価の考え方および実践上の留意点を理解する。

到達目標：1) 探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。

2) 総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。

以上の内容を踏まえて、2単位の「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」のカリキュラムのテーマおよび到達目標を考案した。

(4) カリキュラムテーマおよび到達目標試案

①授業科目名：

授業科目名は便宜的に「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」とした。単位数は2単位である。

②担当形態

担当形態は「単独」を想定した。

③授業のテーマ及び到達目標

授業のテーマとして、次のように考案した。

「特別活動は、学校における様々な構成の集団での活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。また総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指すものである。本授業は、学校教育全体における特別活動と総合的な学習の時間の意義を理解し、特別活動の特質を踏まえた指導に必要な知識や素養を身に付けるとともに、総合的な学習の時間にかかわる指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。」

また、到達目標は以下のとおりである。

a.学級活動・ホームルーム活動や児童会活動・生徒会活動、学校行事、クラブ活動（部活動）、総合的な学習の時間の指導ができるようにすること

b.グループワークを通して様々な特別活動と総合的な学習の時間が各地で展開されていることを理解すること

④授業の概要

授業の概要として、次のように考案した。

「特別活動は、集団活動を基盤とした活動であり、児童生徒の主体的な参加と教師の適切な指導・助言によって教育効果を発揮するものである。そこで、「集団のあり方と教師の関わり方」をキーワードにして特別活動と総合的な学習の時間の考察を深める。具体的には、学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事、クラブ活動（部活動）の各内容と総合的な学習の時間の指導の在り方について、実際に計画を立案する活動を通して総合的に検討する。」

ここで「実際に計画を立案する活動を通して総合的に検討」とある。これは特別活動と総合的な学

習の時間の関係性を活用して、実際にこの二つの領域を複合的に学べる体験的活動を計画することで、特別活動と総合的な学習の時間の双方の学びを効果的に深めるというものである。

しかし、特別活動の4つの領域すべてと総合的な学習の時間のそれぞれの関係性を探る活動を行いたいところではあるが、2単位という制約がある状況下では困難と思われる。よってここでは「学校行事」に焦点化して、総合的な学習の時間との効果的な学びを検討していきたい。

おわりに

教職課程カリキュラムの改訂によって、教員養成の現場では特別活動が総合的な学習の時間と組み合わせる2単位の科目として開設されることが予想される。これに対して特別活動の研究者からは懸念する声が上がっているが、大学側の事情をはじめ、文部科学省の説明会資料において組み合わせが可能であることが明記されるなど、特別活動と総合的な学習の時間との組み合わせ開設は不可避の状況となっている。これらを踏まえて、双方を組み合わせた授業科目「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」のカリキュラムを考案した。少ない単位数、授業時間の中で効果的な教師教育を展開するために、ここでは学習指導要領にも明記されている総合的な学習の時間における特別活動の読み替えを用いて、二つの領域の学びを一つの活動として実施するカリキュラム原案を考案した。残念ながら紙面に限りがあり、その具体的な授業計画や内容、可能性などについては稿を改めて検討したい。

引用文献

- (1) 日本特別活動学会パンフレット「日本特別活動学会 会長緊急アピール」2017.7.20
- (2) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」平成28年12月21日, p.235.
- (3) 日本特別活動学会事務局「教職課程科目『特別活動の指導法』に関する情報提供アンケート集計結果報告書」,「教職課程科目『特別活動の指導法』に関する研究集会」資料,pp.1-8,平成29年9月10日
- (4) 日本特別活動学会ホームページ,<https://jaseatokkatsu.jimdo.com/>,2018年1月4日最終確認
- (5) 課程認定委員会(平成29年11月17日)「平成31年度教職課程認定審査要領について」,文部科学省初等中等教育局教職員課「教職課程認定申請の手引き(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き)(平成31年度開採用)」,http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/12/08/1267643.pdf, pp.133-135,2018年1月4日最終確認
- (6) 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ~学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて~」(答申)(中教審第184号),平成27年12月21日
- (7) 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ~学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて~ (答申)」(中央教育審議会 平成27年12月21日) p.32
- (8) 教職課程再課程認定等説明会 質問回答集 平成29年8月28日 文部科学省ホームページ,http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/08/29/1388004_6_1.pdf,2018年1月4日最終確認
- (9) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会「教職課程コアカリキュラム」,http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf,2018年1月4日最終確認